

## 幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条に定める幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の届出、認可の申請等に係る事務取扱の基本的な事項を定めるものとする。

### (計画の提出等)

第2条 法第17条第1項に基づく認定こども園の設置の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として幼保連携型認定こども園設置計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の計画書には、別表第一に掲げる書類を添えて提出するものとする。

3 知事は、第1項の提出を受けたときは、神奈川県子ども・子育て会議条例に規定する幼保連携型認定こども園認可専門部会の意見を聴いた上で、運営、設備等の基準を満たすことを確認し、承認するものとする。

### (計画の変更)

第3条 申請者は、承認を受けた前条第1項の計画書の内容を変更するときは、幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第一に掲げる書類のうち、当該変更の内容に係るものを添えて提出するものとする。

### (その他知事が必要と認める書類)

第4条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年神奈川県規則第4号。以下「細則」という。）第2条第2項第13号に掲げるその他知事が必要と認める書類は、別表第二に掲げる書類とする。

### (知事への情報の提供)

第5条 法第18条第2項及び同条第3項に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第252

条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の長が知事に送付する書類は、各指定都市等が定める様式、添付書類又は教育及び保育の概要がわかる書類とし、当該認定こども園の設置を認可した日又は設置した日から 1 月を経過する日までに送付するものとする。

2 法第 29 条第 1 項に基づく変更の届出は、幼保連携型認定こども園の概要変更届（第 3 号様式）に第 1 項の書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

3 法第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく、指定都市等の長から知事への書類の写しの送付又は提出は、幼保連携型認定こども園に係る変更事項（第 4 号様式）に、当該変更に係る書類の写しを添えて行うものとする。

4 法第 18 条第 1 項に基づき提出する書類は、法第 16 条に基づく届出及び法第 17 条に基づく認可の申請に係る書類の提出をもって、提出があったものとみなすものとする。

5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 2 号。以下「省令」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に定める「都道府県知事が定める数」及び「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ 10 分の 1 以内の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、教育及び保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

（書類の提出時期等）

第 6 条 法第 16 条第 1 項に基づく設置又は廃止等の届出、法第 17 条第 1 項に基づく設置又は廃止等の認可申請、法 29 条第 1 項に基づく変更の届出又は第 2 条第 1 項に基づく書類の提出（次項において「申請等」という。）は別表第三に掲げる時期までに行なわなければならない。

（指定都市等が認可する場合の知事への協議）

第 7 条 法第 17 条第 4 項に基づく指定都市等の長から知事への協議は、幼保連携型認定こども

園設置等認可協議書（第5号様式）により、原則として当該認定こども園を認可しようとする日の1月前までに行うものとする。

（提出書類の省略）

第8条 知事は、この要綱に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令、細則又はこの要綱に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この要綱に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年4月1日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る申請等については、第2条、3条及び第6条の規定は適用しないものとする。
- 3 平成28年4月1日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る第2条第1項に定める計画の提出については、第6条の規定を適用しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第一（第2条関係）

提出する書類	備考
1 設置趣意書	
2 位置図	縮尺1/50000程度
3 案内図	縮尺1/1500程度
4 建物の配置図	
5 全園地及び園庭の土地の求積図	
6 建物の平面図	各階のもの
7 建物の立面図	
8 園則案	
9 運営規程案	園則で兼ねる場合を除く。
10 学級編制表	
11 職員組織表	
12 教育及び保育の内容に関する概要	
13 子育て支援事業実施計画案	
14 管理運営に係る計画案	
15 事業開始後保育年限分の収支予算書	年度ごとに作成
16 設置者の財務諸表	既存の法人に限る
17 設置及び運営に関する資金計画書	新設の法人に限る
18 借入金の返済計画	該当する場合のみ
19 土地及び建物の登記事項証明書	計画提出時点のもの。建物は現存する場合のみ。
20 公図の写し	
21 土地売買（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
22 土地賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
23 建物賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
24 売買又は賃借に係る承諾書	新設の法人が土地の取得又は賃貸借を行う場合
25 寄附申出書の写し	該当する場合のみ
26 建築基準法に基づく確認済証、検査済証	既存の建物を使用する場合

別表第二（第4条関係）

提出書類	手続きの種類		
	法第16条の設置届、設置者の変更届	法第17条の設置認可申請、設置者の変更認可申請	法第30条の報告
法人の寄付行為、定款等	○	○	-
位置図	○	○	-

案内図	○	○	-
建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し	-	○	-
特定給食施設の届出済である証明	-	△	-
消防用設備等検査済証の写し	-	○	-
園則、運営規程以外の認定こども園の運営に関する規定	-	△	-
子育て支援事業実施計画書	○	○	-
子育て支援事業実績報告書	-	-	○
職員研修実施計画書	○	○	-
職員研修実績報告書	-	-	○
管理運営計画書	○	○	-
管理運営に係る実績報告書	-	-	○
調理業務委託契約書	△	△	△
外部搬入実施計画書	△	△	-
外部搬入実績報告書	-	-	△
教育職員免許状又は保育士登録証の写し	○	○	△
勤務表	○	○	△
定員及び収容状況表	○	○	○
設置者の財務諸表	-	△	-
借入金の返済計画	-	△	-
公図の写し	○	○	-
工事請負契約書の写し	-	△	-
教育及び保育の内容に関する全体的な計画	○	○	△
指導計画	○	○	-
教育及び保育の実績報告書	-	-	○
食育に係る計画書	△	△	△
業務継続計画	△	△	-
その他知事が必要と認める書類	△	△	△

※ △は必要に応じて提出する書類。

別表第三（第6条関係）

手続の種類	手続の時期
1 法第16条に基づく設置の届出	開所を予定する日の3か月前まで
2 法第16条に基づく廃止（休止）の届出	廃止（休止）を予定する日の1か月前まで
3 法第16条に基づく設置者変更の届出	変更する日の1か月前まで。但し、新設合併の場合は市町村の廃置分合の届出の効力が発生した日から1か月以内。
4 省令第15条第2項に基づく変更の届出(法第16条により設置を届け出た者に係るものに限る。)	変更する日の1か月前まで
5 法第17条第1項に基づく設置の認可	開所を予定する日の3か月前まで
6 法第17条第1項に基づく廃止（休止）の認可	廃止（休止）を予定する日の3か月前まで
7 法第17条第1項に基づく設置者変更の認可	変更する日の3か月前まで
8 省令第15条第2項に基づく変更の届出(法第17条第1項の設置認可を受けた者に係るものに限る。)	(1) 工事等を行なう場合 着工するまで (2) (1)以外の場合 変更する日の1か月前まで
10 法第29条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで
11 第2条第1項に基づく計画の提出	(1) 設置の場合で工事等を行なう場合 設置する前々年度の1月まで (2) (1)以外の設置（既存施設からの移行等）の場合 園児の募集を開始するまで
12 第3条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで

第1号様式（第2条関係）

幼保連携型認定こども園設置計画書

平成 年 月 日

神奈川県知事 へ

住所

設置者名

代表者職氏名

次のとおり計画を作成したので提出します。

計画を作成する事由		設置 ・ 廃止 ・ 休止	
施設の名称			
施設の所在地			
開設の時期			
経費の見積り及び維持方法			
目的			
利用定員	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	3歳以上児	人	人
	3歳未満児	人	
教育及び保育の目標並びに主な内容			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの		1号 ・ 2号 ・ 3号 4号 ・ 5号	

備考 計画を作成する事由と関係がない項目は記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書

平成 年 月 日

神奈川県知事 へ

住所

設置者名

代表者職氏名

次のとおり計画を変更したいので届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項		
変更の内容	変 更 後	
	変 更 前	
変更する日		
変更の理由		



第3号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園の概要変更届

年 月 日

神奈川県知事 あて

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園に係る変更事項

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第2項及び第3項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を報告します。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

当該届出に係る書類の写し

第5号様式（第7条関係）

幼保連携型認定こども園設置等認可協議書

年 月 日

神奈川県知事 あて

市長

次のとおり幼保連携型認定こども園の認可をするので、協議します。

認可をしようとする事由	設置 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 設置者の変更
認定こども園の設置者の氏名（名称）	
認定こども園の設置者の住所（所在地）	
認定こども園の設置者が法人の場合代表者の氏名	
認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
保育を必要とする子どもに係る利用定員	
保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	
認定こども園の長となるべき者の氏名	
教育又は保育の目標及び主な内容	別添「教育及び保育の内容に関する概要」のとおり
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの	別添「子育て支援事業計画書」のとおり

※別紙により回答してください。

(別紙)

協議する項目	意見の有無	意見
1 認定こども園の設置者の氏名（名称）	有・無	
2 認定こども園の設置者の住所（所在地）	有・無	
3 認定こども園の設置者が法人の場合代表者の氏名	有・無	
4 認定こども園の名称	有・無	
5 認定こども園の所在地	有・無	
6 保育を必要とする子どもに係る利用定員	有・無	
7 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	有・無	
8 認定こども園の長となるべき者の氏名	有・無	
9 教育又は保育の目標及び主な内容	有・無	
10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの	有・無	